

化学生物総合管理学会

食品リスク総合管理研究会 企画書

研究会名称：食品リスク総合管理研究会

提案者：武居綾子(理事、企画運営委員)、福富文武(企画運営委員)

提案理由：

2001年9月、国内において牛海綿状脳症(BSE)を発症した牛が初めて検出されたことを契機に、食品によるヒト健康被害を未然に防止するための行政施策の立案・実施にリスクの概念を取り入れる重要性が提言された。その後、2003年5月には、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とした「食品安全基本法」が新たに制定され、既存の「食品衛生法」、「健康増進法」、「JAS法」等も一部改正された。2003年7月には、食品行政を担う厚生労働省および農林水産省から独立した立場で、食品を摂取することによる健康への影響について科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に評価を行なう機関として食品安全委員会が設置された。食品安全委員会は、リスク評価、リスク管理およびリスクコミュニケーションを包括したリスクアナリシスを新たな食品安全行政の枠組みとして示している。

このように、新たな法律と組織の下で、リスクアナリシスの枠組みに基づく食品リスクの総合管理が推進されているが、国内におけるBSE対策の現状、また米国産牛肉の輸入禁止をめぐる状況といった例をみても、我が国における食品リスク管理には多くの課題が山積している。

この研究会では、食品リスク管理の具体的な事例を取り上げ、今後の改善に向けた提言をまとめることを目的として、それぞれの事例におけるリスク評価、リスク管理およびリスクコミュニケーションについて現状の把握・分析を行い、国際的な動向を視野に入れ、わが国の今後のあり方について提言をまとめる。

研究計画：

当面、事例研究として次の2つの事例研究に取り組む。

1. 残留農薬基準ポジティブリスト制度導入と今後の食品リスク管理
2. いわゆる健康食品のリスク管理

事例研究 1：残留農薬基準ポジティブリスト制度導入と今後の食品リスク管理

2006年5月29日より、食品中の残留農薬基準ポジティブリスト制度が実施された。基準値（暫定）が設定された物質がこれまでの283から一挙に799に増加、また、基準値が設定されていない物質については一律基準0.01ppmが適用され、基準値を超える農薬が検出された食品の流通が禁止されることから、食品輸入・製造および流通業界では、その影響について懸念が高まり、一部過剰な反応も見受けられる。

本事例研究では、残留基準値設定の根拠となるリスク評価の状況、ポジティブリスト制度の下での新たなリスク管理の方向性、この制度の導入に関するリスクコミュニケーションの状況を把握・分析し、食品リスクの適切な管理と国民における健康リスクの低減にこの制度が寄与するためには何が重要であるかについて提言をまとめる。

- 1) リスク評価：残留農薬基準ポジティブリスト制度導入のために、799の物質に対し暫定基準値が設定された。基準値の設定できない15物質、ヒトの健康を損なうおそれがないことが明らかなことから制度から除外された65物質を除くその他の物質については、一律基準0.01ppmが適用される。しかし、制度導入の決定から実施までの期間が3年と限られていたため、暫定基準値設定の過程で個々の物質についてリスク評価が実施された訳ではない。今後、優先順位の高い物質を選定し、リスク評価と暫定基準値の見直しが進められるが、物質数の多さだけでも実施の難しさが懸念されている。リスク評価の状況および、今後の行政ならびに農薬製造業者の対応等について調査・分析し、ポジティブリスト制度に適用される基準値が国民の健康を保護する上で妥当であるかどうかの確認を科学的、かつ速やかに進めるために必要な方策について提言する。
- 2) リスク管理：暫定基準値が設定された物質が一挙に799に増加したことから、分析法の確立、分析用試薬の供給等、分析体制の整備が間に合わないのが実情である。制度実施後の検疫体制、また企業の自主管理の状況・方針について調査・分析し、残留農薬基準ポジティブリスト制度導入後の国民の健康リスク低減のための適切なリスク管理のあり方について、経済性も考慮に入れ提言する。
- 3) リスクコミュニケーション：食品輸入・製造および流通業界では、残留農薬基準ポジティブリスト制度導入の影響について懸念が高まり、一部過剰

な反応も見受けられる。一方、一般消費者の多くは残留農薬基準といったことばの説明も聞いたことがないといった状況もある。残留農薬基準ポジティブリスト制度をめぐるリスクコミュニケーションの現状を把握・分析し、新たな制度の導入によって、残留農薬のリスクに対する懸念が必要以上に高まるといった過剰反応を防ぐにはどういった方策が有効であるか提言する。

事例研究2：いわゆる健康食品のリスク管理

健康食品と称される食品による健康被害が社会問題化しており、中にはそれらの誤用による死亡例も報告されている。健康食品の安全性については、現状では、食品衛生法の中で手当てされているが、リスク評価、リスク管理においては国際的な動向のもとで新たな展開を要している。海外諸国では、健康食品（サプリメント）を処する特定の法制度を持って対応しており、そのリスク評価はこれから本格的に取り組みされると予想される。

このような状況から、本事例研究では、リスクアナリシスの枠組みのもとで、また国際的な動向を背景に、日本における健康食品（サプリメント）の定義と範囲、食における位置付け、リスク評価法、リスク管理法、表示を含むリスクコミュニケーションのあり方について検討し、提言をまとめる。

- 1) 健康食品（サプリメント）の範囲と定義：海外諸国では、サプリメントを明確に食品と区分し、あくまでも食事で摂取不足の栄養素を補填するためのもので、決して食事の代替あるいは一部にしてはならないとしている。

わが国においては、法制上健康食品についての明確な定義や位置付けはなく、行政においても“いわゆる健康食品”という表現を用いている。食生活を薬食同源あるいは医食同源のコンセプトを基盤としてきたわが国の食生活における健康食品について、今一度基本的な検討を要する。

- 2) 健康食品のリスク評価：ビタミンやミネラルのような栄養素についてのリスク評価は、一般の化学物質に適用されるようなリスク評価法をもって評価を加えることは合理的である。しかし、複数の成分からなるいわゆる健康食品についての評価系をどのように考える

べきか。

また、薬食同源の歴史を有する食品については、食経験を多分に考慮することとなろう。このことは、米国における GRAS 評価、EU における新規食品評価における食経験についての評価系と相通じるところがある。

- 3) 健康食品のリスク管理：健康食品による健康障害の例は、多分に誤使用や過剰摂取によることが多い。健康食品や自然食品は安全で安心という大きな誤解もある。また、それらを摂取しても直ちに期待する効果が出ないことから多く摂れば、あるいは頻繁に摂れば効果が期待できるという誤解も見受けられる。健康食品の位置づけが、一般食品と同じものである限り、そのリスク管理についての困難性がある。

健康障害を防ぐための個人によるリスク管理については、反面リスクコミュニケーションの欠如によることともいえる。

- 4) 健康食品のリスクコミュニケーション：健康と食の情報が氾濫している。これらの影響を受けて、特定の健康食品を妄信する“フードファディズム”が蔓延している。情報は、健康食品販売当事者によるものから、科学者の研究発表のものまでさまざまである。メディアの情報も TV ショウを含めて視聴者のフードファディズムに加担している。

客観的な科学的な評価を得た情報について、適切なコミュニケーションのあり方を探ることは必須でもある。

健康食品の公正な情報の効率的な伝達のあり方についてまとめる。

06/15/2006